

## さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業仕様書

### 1 事業概要

#### (1) 事業の目的

さいたま市立病院を訪れる者（以下「来院者」という。）への情報発信のため、施設の一部を有償で借り受けた事業者（以下「事業者」という。）が、広告付きデジタルサイネージ及び周辺地図案内板（以下「デジタルサイネージ等」という。）を設置し、維持管理を行うもの。

#### (2) 貸付期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで(5年間、更新なし)

#### (3) 施設の所在

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院 本館

#### (4) 貸付場所及び面積

さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおり

#### (5) 賃貸借契約

さいたま市（以下「市」という。）と市有財産貸付契約を締結

### 2 貸付料

(1) 事業者が提示した入札価格（月額、消費税抜き）に消費税額を加算し、貸付期間の月数で乗じた金額を貸付料とする。

(2) 貸付料は、別添「納入通知額一覧表」において、納入年度の欄の区分に応じ、納入通知額の欄に記載する貸付料を、市が指定する方法により指定する期日までに全額納入すること。

(3) 市は、14及び15に掲げる事由により、本件契約を解除したときは、既納の貸付料を事業者に返還しない。

(4) 事業者は、デジタルサイネージ等に係る電気料金及び損害保険料について、市が指定する方法により指定する期日までに全額納入すること。

(5) (4)に定める電気料金は、電気使用量を計測するために、事業者が設置したメーターに基づいて市が算定した料金とする。電気使用量を計測するメーターによる計測をしない場合については、算定方法をあらかじめ協議のうえ定めるものとする。

(6) (4)に定める損害保険料は、市が火災等による損害のために付している建物総合損害共済保険料について、貸付面積に応じ市が算定した額とする。

### 3 事業計画の策定及び協議

(1) 事業者は、デジタルサイネージ等の仕様、施工管理方法、設置場所、実施体制、スケジュール等の事業に関する事項について、あらかじめ市と協

議し、当該事項を記載した事業計画書を市に提出しなければならない。

- (2) 事業者は、上記の事業計画書を変更するときは事前に市と協議し、その承認を得るものとする。

#### 4 デジタルサイネージ等の設置について

- (1) 事業者は、デジタルサイネージ等の設置にあたっては、施設等の維持管理、災害時の避難誘導等に配慮しなければならない。また、撤去等の際に原状回復ができるよう、施工方法等に配慮しなければならない。
- (2) 事業者は、施工方法について事前に市と協議し、その承認を得なければならぬ。
- (3) 事業者はデジタルサイネージ等の落下、転倒及び破損等により、来院者等に危険を生じさせることの無いように措置を講じなければならない。
- (4) デジタルサイネージ等の設置、撤去、維持管理等に関する作業は、事業者の希望日時を事前に調整したうえ、市が指定する日時に行うものとする。
- (5) 合理的な理由により、デジタルサイネージ等の移動、撤去等の必要が生じた場合は、事業者は市の指示に従わなければならない。
- (6) 上記及び必要となる各種届出・手続きに係る費用は、全て事業者が負担する。

#### 5 デジタルサイネージ等の仕様について

- (1) 種類
  - ア 広告付き病院周辺地図案内板及び連携医療機関検索デジタルサイネージ（1カ所）
  - イ 広告付き病院情報発信デジタルサイネージ（1カ所）
- (2) デザイン・色彩等
 

関係法令、規定等に準拠すること。
- (3) その他
  - ア 電照式の光源は省エネ・環境対策としてLEDを採用することとし、市が状況に応じて電源の入切が自由にできること。
  - イ 事業者独自のオプション機能については、その付帯を妨げない。
- (4) その他の事項は、特記仕様書のとおりとする。
- (5) 事業者は、上記を満たしていることについて、事前に市の承認を得なければならない。

#### 6 連携医療機関検索機能について

- (1) 事業者は、来院者に対し、所在地域及び診療科目等から連携医療機関を検索できる機能（以下「連携医療機関検索機能」という。）をデジタルサイネージに設けること。

- (2) 市は、事業者の求めに対し連携医療機関に係る情報提供を行い、事業者は、それを基に連携医療機関検索機能を整備するものとする。
- (3) 追加、削除、変更等により、連携医療機関検索機能に修正が必要な場合、市は事業者に情報提供し、事業者は速やかに連携医療機関検索機能を更新するものとする。
- (4) 上記に係る詳細については、市と事業者が協議して定めるものとする。
- (5) 上記に係る費用は、全て事業者が負担する。

## 7 病院情報等発信機能について

- (1) 事業者は、来院者に対し、病院情報及びお知らせ等（以下「病院情報等」という。）を発信するための機能をデジタルサイネージに設けること。
- (2) 病院情報等は、市が作成し事業者に提供を行い、それを基に事業者が編集、配信をする。
- (3) 病院情報等の更新は、月1回程度とする。ただし、緊急な情報がある場合には、この限りではない。
- (4) 上記に係る詳細については、市と事業者が協議のうえ定める。
- (5) 上記に関する費用は、全て事業者が負担する。

## 8 広告について

- (1) 事業者は、広告の広告主及び広告内容について「さいたま市広告掲載要綱」及び「さいたま市広告掲載基準」を遵守するとともに事前に市の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲示してはならない。
- (2) 事業者は、広告内容について審査を受けるため、掲示する広告のデータ等必要な資料を市に提出しなければならない。
- (3) 市及び事業者は、広告主及び広告内容について病院の特性、公共性、美観及び来院者への影響に最大限に配慮しなければならない。
- (4) 市は、広告の内容・デザイン等が「さいたま市広告掲載要綱」及び「さいたま市広告掲載基準」に違反しているとき又は病院で掲示する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断したときは、いつでも事業者に対して広告の内容等の修正又は掲示の中止を求めることができ、事業者はこれに従わなくてはならない。
- (5) 広告物の掲載数及び面積は市と事前に協議して定めること。
- (6) 上記にかかる費用については、全て事業者が負担する。

## 9 広告内容についての責任

- (1) 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び

広告内容等に関する財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証すること。

- (3) 市に対して、第三者から広告に関連する損害賠償請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。
- (4) 広告物の内容等により市に生じた全ての損害については、事業者が賠償すること。

#### 1.0 維持管理等について

- (1) 事業者は、本事業が適切に実施できるよう、デジタルサイネージ等の状態を適正に維持管理しなければならない。
- (2) 事業者は、デジタルサイネージ等の故障等の不具合、毀損及び汚損及び不測の事態が生じた場合は、速やかに復旧されるよう最適な措置を取らなければならない。この場合において、市は事業者に対して助言又は指導を行うことができる。
- (3) 事業者は、デジタルサイネージ等の転倒及び落下等により来庁者等に危険を生じさせることのないように安全に配慮しなければならない

#### 1.1 デジタルサイネージ等の一時撤去等について

- (1) 市は、以下に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、事業者にデジタルサイネージ等の一時撤去を指示することができ、事業者はこの指示に従わなくてはならない。
  - ア 事業者が、市の指定する期日までに貸付料を納付しないとき。
  - イ 事業者が、法令又は本契約の内容に違反したとき。
  - ウ 広告主又は広告内容が、法令又は「さいたま市広告掲載要綱」及び「さいたま市広告掲載基準」に違反したとき。
  - エ その他、事業を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると、市が判断したとき。
  - オ 4(4)に定める市の指示又は及び8(4)に定める市の求めに事業者が従わないとき。
- (2) 上記に関する費用は、全て事業者が負担する。

#### 1.2 事業の終了等に伴う処理について

- (1) 貸付期間の終了又は、14及び15により本契約が解除された場合は、事業者はデジタルサイネージ等を撤去しなければならない。
- (2) 撤去にあたっては、市が指定する期日までに貸付場所を原状に回復しなければならない。ただし、市が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 上記に係る費用は、全て事業者が負担するものとする。

### 1 3 権利義務の制限等について

事業者は、本契約から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、転貸、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

### 1 4 市の解除権について

- (1) 市は、事業者が次のいずれかに該当したと認めるときは、書面により事業者に通知した上で、本契約を解除できる。
- ア 法令に違反し、又は正当な理由なく本契約に違反したとき。
  - イ 事業の履行に関し、事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
  - ウ 事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
  - エ 事業者が、破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
  - オ 1 5 の場合以外で、事業者が本契約の解除を申し出たときで、市が本契約の解除が相当であると認めるとき。
- (2) 市は、上記の場合のほか、行政運営上の事由等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、事業者との協議により本契約を解除することができる。
- (3) (1)又は(2)により貸付契約が解除された場合において、事業者の責に帰すべき事由がある場合は、事業者は貸付料年額の100分の30に相当する額（1円未満切り捨て）を違約金として、市が定める期間内に市へ支払わなければならない。
- (4) (3)の違約金は、違約罰であって、1 6 の損害賠償額の予定又はその一部としない。

### 1 5 事業者の解除権について

- (1) 事業者は、市が次のいずれかに該当したと認めるときは、書面により市に通知した上で、貸付契約を解除できる。
- ア 市が正当な理由なく貸付契約に違反したとき。
  - イ 本契約の履行に関し、市に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

### 1 6 損害賠償について

- (1) 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、市に対して損害賠償を請求しないものとする。

ア 4(4)により事業者がデジタルサイネージ等の移動、撤去等を行った場合

イ 8(1)又は(4)により広告の掲載が認められなかった場合

ウ 1 1(1)による一時撤去がなされた場合

エ 1 4(1)又は(2)による解除がされた場合

(2) 事業者は、本契約の履行に関して、事業者の責に帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

(3) (2)の損害賠償の額は、市と事業者の双方の協議により定めるものとする。

#### 1 7 第三者の損害・紛争について

9(3)以外の場合で貸付契約によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、以下に定めるとおりとする。

ア 当該損害が市の責に帰すべき事由により生じたときは、市が自らの責任と負担をもって解決する。

イ 当該損害が事業者の責に帰すべき事由により生じたときは、事業者が自らの責任と負担をもって解決する。

ウ その他、貸付契約の履行について第三者との間で紛争が生じた場合には、市と事業者が協議して、それぞれの責任に応じて解決にあたるものとする。

#### 1 8 権利義務の制限等について

事業者は、貸付契約から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、転貸、継承、担保提供してはならない。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 1 9 著作権等について

(1) 事業者は、デジタルサイネージ等の設置及び広告掲示の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(2) 市が本契約に基づき施設に設置されているデジタルサイネージ及び広告掲示が掲載されている写真や画像データを行政目的のために市が作成又は関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、事業者はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。

#### 2 0 個人情報の保護について

(1) 事業者は、本契約による業務を履行するための個人情報の取扱いにあた

っては、さいたま市個人情報保護条例（平成13年5月さいたま市条例第18号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

- (2) 事業者は、この事業による業務に関して知り得た個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 2 1 秘密の保持について

事業者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

## 2 2 管轄裁判所について

本契約に起因する紛争については、さいたま地方裁判所を管轄裁判所とする。

## 2 3 人権尊重に関する特記事項

事業者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

## 2 4 その他

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者が協議のうえ定めるものとする。

(別添)

## 納入通知額一覧表

件名	さいたま市立病院広告付きデジタルサイネージ等設置事業
契約期間	令和●年●●月 ●日から令和●●年●月●●日まで

納入年度	使用月数	納入通知額	納入月
令和8年度	か月	円	令和 年 月
令和9年度	か月	円	令和 年 月
令和10年度	か月	円	令和 年 月
令和11年度	か月	円	令和 年 月
令和12年度	か月	円	令和 年 月
総額		円	